

希少野生動植物種の個体等の輸出承認について

輸出注意事項 5 第 8 号(5. 3.31)

最終改正：輸出注意事項 1 4 第 5 1 号(14.11.25)

輸出貿易管理令（昭和 2 4 年政令第 3 7 8 号）別表第 2 の 3 7 の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある希少野生動植物種の個体等の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け 6 2 貿局第 3 2 2 号・輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）によるほか、平成 5 年 4 月 1 日から以下により行います。

なお、別表第 2 の 4 3 の項の中欄に掲げる貨物であって、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 7 5 号）第 4 条第 2 項に規定する希少野生動植物（同条第 5 項に規定する特定国内希少野生動植物種を除き、同条第 4 項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 1 7 号）別表第 2 の表 1 に掲げる種に限る。）の同法第 6 条第 2 項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品に該当する場合の輸出についても同様とし、平成 1 4 年 1 2 月 9 日から実施します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 3 7 の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 7 5 号）第 4 条第 2 項に規定する希少野生動植物種（同条第 5 項に規定する特定国内希少野生動植物種を除き、同条第 4 項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 1 7 号）別表第 2 の表 1 に掲げる種に限る。）の同法第 6 条第 2 項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品であり、次のものとする。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成 5 年政令第 1 7 号。以下「施行令」という。）の別表第 1（別表第 3 に掲げる種を除く。）及び別表第 2 の表 1 に掲げる種の個体
- (2) 施行令の別表第 1 の表 1、同表の表 2（別表第 3 に掲げる種を除き、鳥綱、爬虫綱、両生綱及び昆虫綱（リベルルア・アンゲリナ（ベッコウトンボ）を除く。）に係る部分に限る。）及び別表第 2 の表 1 に掲げる種の卵
- (3) 上記（ 1 ）の器官（施行令の別表第 4 の上欄に掲げる科の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める器官をいう。）
- (4) 上記（ 1 ）の加工品（はく製その他の標本（はく製として制作する過程のものを含む。））
- (5) 上記（ 2 ）の加工品（標本）
- (6) 上記（ 3 ）の加工品（施行令の別表第 4 の上欄に掲げる科の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める物品をいう。）
- (7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 7 5 号。以下「種の保存法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同条第 4 項の規定により公示された緊急指定種（公示された指定の期間に限る。）の個体
- (8) 施行令第 2 条第一号の規定に基づき指定された卵
- (9) 上記（ 7 ）（ 8 ）の加工品（はく製その他の標本（はく製として制作する過程の

ものを含む。))

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に輸出承認申請書3通を提出するものとする。

貨物の種類	提出先
適用品目の(1)(2)(3)(7)及び(8)に掲げるもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
適用品目の(4)(5)(6)及び(9)に掲げるもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

申請理由書 2通

輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 2通

施行令別表第1(別表第3に掲げる種を除く。)に該当する貨物にあっては、施行令3条第1項第二号に規定する環境大臣の認定書 原本及びその写し 2通

種の保存法第5条第1項に該当する貨物及び施行令別表第1(別表第3に掲げる種を除く。)に該当する貨物にあっては、同法第9条及び第12条第1項に違反しないことを証するに足る書類 2通

施行令別表第2の表1に該当する貨物にあっては、当該輸出が国際的に協力して学術研究又は繁殖をする目的とするものその他の特に必要なものであること及び当該輸出によって当該希少野生動植物の本邦における保存に支障を及ぼさないことを証する書類 2通

施行令別表第2の表1に該当する貨物にあっては、種の保存法第12条第1項に違反していないことを証するに足る書類 2通

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「条約」という。)附属書 及び に該当する種にあっては、条約に基づく日本国輸出許可申請書 3通

別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物であって、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第2項に規定する希少野生動植物種(同条第5項に規定する特定国内希少野生動植物種を除き、同条第4項に規定する国際希少野生動植物種にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成5年政令第17号)別表第2の表1に掲げる種に限る。)の同法第6条第2項第3号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品に該当する貨物にあっては、文化財保護法に基づく輸出の許可を証する書類の写し 2通

その他特に必要と認められる書類

(注1) 原本については、内容確認の後申請者に返却する。

(注2) 条約附属書 及び に該当する種にあっては、本申請と併せ、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請要領等について」(昭和55年11月1日付け55貿局第398号・輸出注意事項55第17号)に従い、条約に基づく輸出許可申請の手続きを行うこと。

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、次のすべてに該当する場合に限り行うものとする。

(1) 種の保存法第5条第1項に該当する貨物及び施行令別表第1(別表第3に掲げる種を除く。)に該当する貨物にあっては、同法第9条及び第12条第1項に違反して

いないこと又は、施行令別表第2の表1に該当する貨物にあつては、同法第12条第1項に違反していないこと。

(2) 輸出が国際的に協力して学術研究又は繁殖をする目的とするものその他特に必要なものであること。

(3) 輸出によって当該希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないこと。